



## 第7章 計画の推進体制

### 1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。

市では、「中央市子ども・子育て会議」、「庁内連絡調整会議」を設置し、本計画の推進に取り組んでいきます。

#### (1) 中央市子ども・子育て会議

中央市子ども・子育て会議は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行います。

#### (2) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長級以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

#### (3) 事務局（子育て支援課）

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、中央市子ども・子育て会議の運営や庁内連絡調整会議との調整を担います。

#### 【推進体制】

